

定 款

社 団 法 人 日 本 冷 凍 食 品 協 会

社団法人 日本冷凍食品協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本冷凍食品協会という。

(事 務 所)

第2条 本会は、事務所を東京都中央区築地3丁目17番9号に置き、理事会の議決を経て必要な地に從たる事務所として、支部又は出張所を置くことができる。

(目 的)

第3条 本会は、冷凍食品（冷凍魚を含む。以下同じ。）の開発改良、流通体系の整備及び消費の普及その他食料品の低温流通の改善を図ることにより、食糧資源の有効利用、食料品の流通の合理化及び国民消費生活の安定向上に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 冷凍食品の生産、流通及び消費に関する調査研究
- (2) 冷凍食品の生産及び流通に関する事業
- (3) 冷凍食品の品質の向上に関する指導
- (4) 冷凍食品の消費宣伝
- (5) 冷凍食品の生産、流通及び消費に関する施策の建議
- (6) 前各号に掲げるもののほか、食料品の低温流通の改善に関する事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(規 約)

第4条の2 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、規約で定める。

第2章 会員及び準会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、冷凍食品の製造業者及び販売業者、冷凍食品関係機器の製造業者及び販売業者並びにそれらの者の組織する団体で本会の趣旨に賛同するものとする。

(加 入)

第6条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(脱 退)

第7条 会員は、本会を脱退しようとするときは、その理由を附して脱退届を会長に届けなければならない。

2. 会員は前項の場合のほか、次の事由により本会を脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 会費を2年納入しないとき
- (4) 除 名

(除 名)

第8条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経てその会員を除名することができる。この場合には、本会は、その総会の会日の15日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ、また本会の名誉をき損する行為を行ったとき
- (2) この定款に規定する義務の履行を怠ったとき

2. 会長は、除名の議決があったときは、その旨を全員に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(準会員)

第10条 食料品の低温流通に関連のある事業を営む者又はその組織する団体で本会の趣旨に賛同するものは、本会の準会員となることができる。

2. 準会員はこの定款及び総会において、特に定める事項のほかは、会員と同等の権利と義務を有する。

(準会員への準用)

第11条 第6条、第7条、第8条及び第9条は準会員に準用する。

この場合において、「会員」とあるのは「準会員」と読み替えるものとする。

第3章 役員及び職員

(役員の数及び選任)

第12条 本会は、役員として理事20名以上25名以内、監事2名以上3名以内を置く。

2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事、5名以上10名以内を常任理事とする。
3. 役員は、総会において選任する。ただし、理事のうち会員及び会員が法人である場合には当該会員を代表する者以外の者は、5名を超えることができない。
4. 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は理事のうちから互選する。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
6. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
7. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
8. 理事のうち、同一親族（3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。）又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、本会を代表してその会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、あらかじめ会長が定める順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を行う。
4. 常務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の常務を分担処理し、会長・副会長及び専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長・副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
5. 常任理事は、本会運営上の重要事項について審議する。
6. 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

(監事の仕事)

第14条 監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第52条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第59条に規定する職務を行う。

2. 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2. 役員は再選されることができる。

(辞任又は任期満了の場合)

第16条 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(解任)

第17条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会において解任することができる。この場合においては、本会はその総会の会日の15日前までにその会員に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

(報酬)

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、総会の議決を経て、有給とすることができる。

(職員)

第19条 本会に事務局を置き、事務局の職員は会長がこれを任免する。

2. 職員は、会長の命を受けて会務に従事する。

第4章 会 議

(総会の種類)

第20条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年1回以上開催する。

3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第21条 総会は、整備法第52条の規定によりなお従前の例によることとされた旧民法第59条第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2. 前条第3項第2号に掲げる場合には、会長は20日以内に総会を招集しなければならない。

3. 総会の招集は、少なくともその会日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知するものとする。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席した会員のうちから選任する。

(総会の議決事項)

第23条 この定款において定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 会費及び入会金の額及び徴収方法

(3) 事業計画及び収支予算

(4) 事業報告、収支決算及び財産目録

(5) 重要財産の管理処分

(6) 解散

(7) 理事会において必要と認めた事項

(8) その他本会の運営に関する重要な事項

(議決権)

第24条 総会においては、会員は各1個の議決権を有する。ただし、準会員については議決権は有しないものとする。

2. 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人により議決権を行使することができる。ただし、議決権の代理人は本会の会員及び準会員に限るものとする。

3. 前項の書面は、総会の日の前日までに本会に到達しないときは無効とする。

4. 第2項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。

5. 第2項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

6. 準会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議決方法等)

第25条 総会は、会員総数の過半数にあたる会員が出席しなければ議決することができない。

2. 総会においては、第21条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。
3. 総会の議事は、次条各号に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第26条 次の事項は、出席者の議決権の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 会議に出席した会員の数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (4) 議案
 - (5) 議事の経過の概要及び結果
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席者の中からその総会において選出された議事録署名人2名以上がこれに署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

2. 理事会は必要に応じ会長が招集する。
3. 理事会において会長が議長となる。

(理事会の議決事項)

第29条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、理事会の議決を経なければ
ならない。

- (1) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (3) 諸規程（第32条の規定により総会において定めたものを除く。）の制定及び改廃に関する
こと
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(理事会への準用)

第30条 第20条第3項第2号、第21条第3項、第24条第1項から第5項まで（第1項
のただし書き及び第2項のただし書きを除く。）、第25条及び第27条は、理事会に準用
する。この場合においては、「会員」とあるのは「理事」、「総会」とあるのは「理事会」と
読み替えるものとする。ただし、第21条第3項の規定を準用する場合において、緊急を
要するときは、会日前の通知期間を短縮することができる。

第5章 業務の執行及び会計等

(事業年度)

第31条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(業務執行の方法)

第32条 本会の業務執行の方法について、総会において定める規定のほか理事会で定める。

(資産の構成)

第33条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本会の設立当初に寄附された財産
- (2) 会費及び入会金
- (3) 国及び地方公共団体からの補助金
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第34条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁方法)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第36条 事業計画及び収支予算は会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を経なければならない。ただし、やむを得ない場合には、総会において議決が行われるまでの間、理事会の議決を経て、前年度の収支予算に準じて暫定予算を編み、収入及び支出をすることができる。

2. 前項の収入及び支出は、当該年度の収支予算が総会において決定したときは、これを当該年度の収支予算に基づいて為したものとみなす。

(事業報告及び決算)

第37条 会長は、毎事業年度終了後遅滞なく、次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け会員名簿を添えて、農林水産大臣に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

(借入金)

第38条 本会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2. 本会は、その事業年度に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経、かつ農林水産大臣の承認を受けて、資産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第39条 本会は、主たる事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面

- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第6章 雑 則

(定款の変更)

第40条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければすることができない。

(解 散)

第41条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第148条各号（整備法第63条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事由により、かつ、農林水産大臣の許可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産)

第42条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経て、かつ、農林水産大臣の許可を受けて処分できるものとする。

附 則

1. 設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず設立の日から昭和45年3月31日までとする。
2. 設立当初の役員は、第12条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとしその任期は、第15条第1項の規定にかかわらず第1回の通常総会終了の日までとする。

理事	木	村	鑛	二	郎	折	居	勇	夫
	大	久	保	夙	郎	掛	村	義	博
	亀	田	喜	美	治	小	机	順	次
	村	上	祺	一		佐	久	間	知
	柳		武	彦		鈴	木	栄	一
	浅	沼	隆	男		筒	井	善	三
	阿	部	寧	夫		中	川	懐	春
	飯	田	勝	蔵		中	部	新	次
	稻	垣	和	男		北	原	恒	造
	及	川	孝	平		北	里		薫
	大	重	好	一		高	野	泰	明
	大	野		勇					

昭和44年 7月 1日 許 可

〃 46年12月23日 変更認可 (事務所の移転)

〃 47年 7月15日 〃 (役員の数)

〃 50年 7月31日 〃 (〃)

〃 53年10月25日 〃 (農林大臣が農林水産大臣に)

〃 59年 8月 6日 〃 (常務理事の新設・総会及び理事会の成立要件の変更・その他)

平成11年 6月24日 変更認可 (役員定数の変更・暫定予算の編成・その他)

〃 23年 1月17日 変更認可 (事務所の移転・解散を規定する法律の変更・その他)